

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第4号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年5月29日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～三 (略) 四 人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(16) (略) <u>(17) 第37条の規定により読み替えて適用する第30条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一～三 (略) 四 人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(16) (略) (新設)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和2年5月29日から効力を発生する。